

# 2024年度

## 児童養護施設等助成金募集要項



未来への種、子どもたちを育てる。  
児童養護施設等を支援



1.代表理事挨拶

2.財団概要

3.児童養護施設等助成金募集要項

4.お問合せ

**-INDEX-**

## 1. 代表理事挨拶

私たちの社会には、保護者のない子どもたちが多く存在し、彼らには温かい家庭や安全な環境が必要です。児童養護施設等は、こうした子どもたちにとって貴重な存在であり、彼らが必要な支援を受け、健やかな成長をするための大切な場所です。

私たちは、こうした児童養護施設等がより良い環境で運営され、子どもたちにより質の高いケアが提供されることを目指して、助成金の募集を行うことになりました。この助成金は、児童養護施設等の運営や子どもたちの支援に役立てられることを願っています。

私たちは、子どもたちの健やかな成長を支援するために、様々な分野で活動しています。このような活動を通じて、社会全体が子どもたちの成長に貢献することができると信じています。

最後に、児童養護施設で働く職員の皆様には、日々の大変なご苦勞に感謝を申し上げます。私たちは、皆様と共に、子どもたちの健やかな成長を支援していきたいと考えています。

公益財団法人 日本みらいの夢財団

代表理事 平井 元貴



## 2.財団概要

### (1)法人概要

法人名	公益財団法人 日本みらいの夢財団
代表理事	平井 元貴
設立年月日	令和4年4月14日 (令和5年4月1日 内閣総理大臣より公益認定)
住所	東京都渋谷区神宮前3丁目14番17号 神宮苑ビル201
電話番号	03-3479-7138
URL	<a href="https://mirainoyume.com/">https://mirainoyume.com/</a>

### (2)事業目的

当財団は、困難を抱えた子ども達の健全な育成と自立を支援する事業を行い、児童福祉の充実と向上に寄与することを目的とする助成事業を行います。

### (3)役員名簿

代表理事	平井 元貴	スリーウェイズ株式会社 代表取締役
理事	大島 佳季雄	一般社団法人食農健 代表理事
理事	渡辺 大輔	ボーイスカウト日本ボーイスカウト滋賀連盟 湖西地区地区コミッショナー
評議員	平井 忠美	滋賀県立水口高等学校 校長
評議員	富田 直子	名古屋名東ロータリークラブ 副委員長
評議員	三好 恭統	ユアーズラック株式会社 代表取締役
監事	粟村 圭吾	みのり税理士法人 代表社員

## 3. 児童養護施設等助成金募集要項

### 1. 助成対象事業

児童養護施設等が、児童の生活環境の充実と、助成対象期間内に実施される生活環境に必要とされる設備等の購入や活動の費用で、当財団以外から重複して補助金や助成金の受給を受けていない又は受給を予定していない事業を対象とします。

例)・教育用のパソコンや情報通信機器の導入費用

・施設内外での様々な行事や社会教育施設での研修に直接かかる費用など

### 2. 対象期間

令和6(2024)年4月1日から令和7(2025)年3月31日までとします。

### 3. 助成金額

交付する助成金の限度額は、施設の規模に応じて変動しますが上限は50万円とし、1施設に対する助成は、助成対象期間内において1回とします。各施設への助成金額は、当財団理事会の決議により決定します。

### 4. 応募方法

応募書類

1. 助成金申請書 ※当財団のホームページよりダウンロードしてください。
2. 申請金額の根拠となる見積書のコピーや計画書など
3. 直前事業年度の当該施設の拠点区分事業活動計算書
4. 直前事業年度の法人全体の貸借対照表

応募

・郵送もしくはE-mailにて提出

<応募先>

〒150-0001

東京都渋谷区神宮前3-14-17 神宮苑ビル201

公益財団法人 日本みらいの夢財団 事務局宛

E-mail: info@mirainoyume.com

**申請受付: 令和6(2024)年6月1日(土)~7月31日(水) 当日消印有効**

## 5.選考及び結果通知

### (選考)

書類選考を行った後、外部有識者を含む選考委員会に諮り、理事会の決議を経て、助成対象事業ならびに助成金額を決定します。なお、応募書類に不備不足がある場合、選考の対象とならない場合がありますのでご注意ください。また、選考の過程で、必要に応じて追加資料の提出を依頼する場合や、現地調査もしくはヒアリングを行うことがあります。

### (結果通知)

選考結果については、当財団事務局から文書にて通知します。応募書類は返却できません。なお、応募書類に記載されている個人情報、個人情報保護に関する法律の趣旨に基づき、厳重に管理します。

## 6.助成対象者の義務

助成金の受給を受けた場合は、申請の予定通り、速やかに事業を遂行してください。

(1) 受給した助成金は、善良なる管理者の注意をもって管理し、申請した助成対象事業以外への利用はしないでください。

(2) 助成対象事業の内容を変更したいときは、助成金交付申請変更届にてその旨を当財団に申し出て承認を得てください。

(3) 助成対象事業が中止になった場合や重複しての受給となることが判明したときは、助成金交付申請変更届にて取り下げ申請を当財団に遅滞なく届け出てください。

(4) 助成対象事業の完了後、1ヶ月以内に助成対象事業完了報告書を提出してください。なお、報告書には、請求書、支払先や支払金額が明記された領収証もしくは収支計算書等のコピーを必ず添付してください。

(5) 助成金交付事業の適正な執行のために必要がある場合は、当財団から状況報告を求め、または帳簿書類等の調査を行う場合があります。

## 7.助成金の交付決定の取り消し及び返還

公序良俗に反する行為や善良なる管理者の注意義務を怠ったその事実が判明したときは、助成金の交付の決定を取り消し、すでに交付した助成金があるときはその一部もしくは全部を返還していただきます。

(1) 助成対象期間内に助成対象事業が完了しなかったとき

(2) 助成金を他の用途に利用したとき

(3) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

(4) 決定後に生じた事情により助成対象事業を継続する必要がなくなったとき

(5) 助成金の交付に際し、当財団から特別に依頼した内容または条件に違反もしくは従わなかったとき前項の「助成対象者の義務」を果たさなかったとき

## 8.そのほかの注意点

(1) 当財団は、申請内容に含まれる個人情報については、本助成選考及び助成の目的に使用いたします。但し、助成対象となった場合、当財団の活動報告の一環として、施設名・事業名等は公表させていただきます。

(2) 同じ事業にて他の助成と重複して受給することはできません。

(3) 選考の過程において、事業内容がわかるものを追加で提出していただく場合がございます。



## 4.お問合せ

公益財団法人 日本みらいの夢財団 事務局  
〒150-0001

東京都渋谷区神宮前3-14-17神宮苑ビル201

TEL :03-3479-7138

MAIL:info@mirainoyume.com

URL <https://mirainoyume.com/>

※お電話ですと、どうしても担当者が不在の場合等、ご対応がすぐにできかねる為、応募者の皆様に確実にご対応させて頂くため、メールにてお問合せをお願いいたします。

何卒ご理解のほどよろしくお願いいたします。

日本 日本 未来の  
夢財団  
公益財団法人

